

「令和4年度第1回三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金の公募について」

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、早期の需要回復や利益の確保の見通しが立たない中、これまでの事業を維持していただくだけでは事業の継続が困難となりつつある企業が増加しています。

本補助金は、このような状況下においてもコロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換による自社のステップアップにつながる取り組みにチャレンジし、意欲的に経営の向上に取り組む中小企業・小規模企業に対してその取組に要する費用の一部を補助することを目的としています。

本補助金は小規模事業者に限らず、従業員数の多い中小企業も申請をすることができます。また本補助金は第2回目の公募が7月初旬に実施される予定となっています。

生産性の向上やアフターコロナの対応を検討されている事業者は補助金の活用をご検討ください。

●申請対象者

三重県内に主たる事務所、又は事業所を有する中小企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者。

●補助対象事業

生産性向上や業態転換に向けて実施する次の(1)～(8)に掲げる事業

- (1) 生産性向上のためのDXの導入。
- (2) 省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組。
- (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築。
- (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ。
- (5) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化。
- (6) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組。
- (7) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築。
- (8) その他、中小企業等が実施する生産性向上、業態転換の意欲的な経営向上の取組で、理事長が適当と認めるもの。

【具体的な事業の例】

- リモートワーク環境整備や生産ラインの遠隔管理システム整備などDXの導入。
- 時間当たりの製造量を増強するための生産性の高い加工機器の導入。
- 食品製造・販売事業者が製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。
- 顧客層の拡大を図るためのネット通販サイトの改良。
- 企業向けから個人向け販売に事業の中心を切り替えるための事業再構築。
- サプライチェーン強靱化のため製造工程を一部外注から内製に切り替えるための機械装置等の導入。

●補助対象期間と補助金額

(1) 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日から令和4年11月30日(水)までです。したがって、当該期間において発注・契約、納品、支払を完了する必要があり、これらのいずれか一つでも当該期間の前、もしくは後になった場合は、補助対象事業として認められません。

(2) 補助金額等

○補助率：補助対象経費の1/2以内

○補助金額：50万円(下限)～200万円(上限)

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

●公募期間

令和4年4月20日(水)～令和4年5月20日(金) ※消印有効

●お問合せ先

公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課
新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 係
TEL：059-253-1281 E-mail：tanken@miesc.or.jp

●参考資料

- ・三重県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177_00008.htm

- ・公募案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001010975.pdf>

- ・案内チラシ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001010974.pdf>